

# 特別徴収の手引き

■個人市・府民税の特別徴収について	P 1
給与支払報告書の提出	P 2
特別徴収税額の通知	P 2
特別徴収税額の徴収および納入	P 3
退職や転勤等に伴う手続き（給与所得者異動届出書の提出等）	P 5
特別徴収への切り替え手続き（特別徴収切替届出（依頼）書の提出）	P 7
特別徴収税額変更の通知	P 7
特別徴収義務者（給与支払者）の所在地等の変更に伴う手続き	P 7
退職手当等に対する個人市・府民税の特別徴収	P 7
■各種届出書の記載方法・様式について	P 9
記載方法	P 9
各種様式（コピーしてご利用ください。）	P14
■従業員等の皆さまへのお知らせ	P20
（コピーなどにより従業員等の方へお知らせください。）	
■よくあるお問い合わせ	P21
税額決定通知書に退職した従業員が記載されていますがなぜですか？	P21
税額決定通知書に特別徴収できない従業員が記載されていますがどうすればよいですか？	P21
特別徴収ではなく普通徴収にできませんか？	P21
税額決定通知書に記載されていない従業員がいますがなぜですか？	P22
新たに特別徴収に切り替えたい従業員がいますがどうすればよいですか？	P22
税額決定通知書の送付先を変更したいのですがどうすればよいですか？	P22
特別徴収税額を一括で納めることはできますか？	P22

## 令和4年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知について

令和4年度個人市・府民税の特別徴収税額を決定しましたので同封の通知書をお送りします。

**通知書の内容を速やかにご確認いただき、ご不明な点等ございましたら、よくあるお問い合わせ（P21 参照）をご確認ください。**その他、ご不明な点につきましては、船場法人市税事務所（裏表紙参照）までご連絡ください。  
(例年、5月中旬から6月下旬にかけて、お電話が大変混み合い、繋がりにくくなりますので、お問い合わせの分散にご協力をお願いします。)

なお、**納税義務者用の通知書はシールを剥がさずに、従業員等の方にお渡しください。**

(注1) **退職された方について**「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をすでに提出いただいている場合でも、**提出時期によっては、その内容が通知書に反映されていない場合があります。**  
この場合は、後日、税額変更通知書をお送りしますので、お手数ですが、退職された方の月割額を除いて納入書を訂正（P3参照）のうえ、納入していただきますようお願いいたします。

(注2) 3月16日（水）以降に所得税の確定申告書または個人市・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が通知書に反映されていないことがあります。申告内容を反映のうえ、特別徴収税額に変更がある場合には、後日、7月分（8月10日納期限）以降の税額を変更して通知書をお送りします。